

宗務顧問所会議における
浄土真宗本願寺派宗制・宗法案について（四）平野 武
本多 深 諦

宗務顧問所会議における宗法草案の審議についても、議事録をそのまま紹介することにする。一部、宗制、宗法制定過程の考察上は不要と考えられる個所も存在するが、これについても掲載した。また、宗制草案に関する議事録の紹介と同様に句読点を打つなど体裁を整えたこともお断りしておきたい。

宗法草案の審議は、議事録によると九月一日、宗制草案の審議の後、引き続き行われ、午後五時二十分に終わると記されている。また、「（九月二日午前九時四五分開議）」と示されていることから、引き続き翌日に、宗法草案の審議が続行されたことが分かる。

なお、審議の終了時刻については、「（時正に十二時）」と記されている。

宗法 議長代理 では宗法に移って、変ったところを説明して貰って。

花田部長 宗法は初めだから別に変ったといふ所はありません。

貌 下 では花田部長から逐條説明をしては如何ですか。

議長代理 ではそういう事にして一應説明を願ひませう。

第一章總則 花田部長 では第一章から御説明致します。

先づ、第一章は宗法の基となる意味で、總則を設け、第一條に宗名派名を、又第二條は宗門の構成員について述べ、僧侶と門徒は浄土真宗の教義を信奉する人びとといふ一語で括り、本山とその他の寺院を區別し、第三条は宗制、宗法は最高の規則である事を明記しました。

議長代理 第一章に就いて御質問がありませんか。

花田部長 今迄の所であらゆる會合で重なる意見のありました箇所は本山とその他の寺院といふ所で、末寺と出しては如何に。その理由は従来本山、末寺といひ慣れてゐるので新しい表はし方をする必要はないと云ふのでありますが、宗制に於て定義をつくる上に、本末といふ言葉は封建的と誤解を受けるおそれがあります為に、こんな表現をしたのでありまして、内容では何等変った点はないのであります。

議長代理 之は簡単な様で重要な問題に思ふが如何ですか。

朝 倉 内容は変らぬから、第五条の本寺と門末といふ語で其の他の寺院が末寺という事をあらはしてあるのです。

議長代理 本末といふ字は封建的ですか。

花田部長 本末が主従関係の様に解されて封建的と誤解される虞があるので、中心と外圍といった関係

で本末関係をあらはし、かうした誤解を招かない方法を選んだのです。

議長代理 末寺の者は本末の字をそれ程に感ずるでせうか。

朝 倉 矢張り此所でハ間接表現がよいと思ひますが。

狛 下 別院は末寺に入れるか、本山に入れるか。現行の宗制では末寺に入れてあるが、之は一寸をかしくも思ひますし、その他の寺院といへば、その点はよくなりますね。

花 田 渡 辺 これでよいと思ひますが。

第二章 本山 議長代理 花田部長

第四條は本山は本願寺である事を明らかにして、之で宗制の沿革の所を承けてゐるわけです。

又第五條は本山の性質を示し、末寺であるといふ考へ方を逆に本寺といふ字であらはすと共に、本寺の一語を以て末寺に末寺がある様な事がない事を表はしたのであります。

又最初の原稿にハ「門末の全員が之を共有し」となつて居りましたが、共有は總有に訂正致しました。之は明治の宗制にハ共有となつて居りましたが、共有の語は民法に規定されてある共有と同意に解されて問題を起す虞があるので訂正したのですが、共有ハ個人の持分を主張し得る權利があつて、之はローマ法にあります。共有ハ個人權を主張しない所謂全体の所有を意味する言葉で、石田耕太郎氏ハ總有權私論を書いて博士になつて居ります。

朝 倉 長谷山辯護士も總有がよいと言つて居りました。

（議長狛下御着席）

第三章 門主 議長 長 以ハ第三章門主の章に就いて。

花田部長

第三章でハ從來法主と申上げたのを門主とかへたのですが、門主といふ語ハ所謂宗門の主といふ意味で明治以前にもよく使はれてゐた様であります。第六条にハ門主は宗門の中心である事を明記して統一という語を用ひましたが、統卒といった語は政治的責任が強く含まれるので之を避けました。第七條でハ門主の繼承に就て規定したのでありまして、勸學寮の熱烈な希望もありましたので、こゝに宗祖の系統云々を明記致しました。第八條は門主獨特の權限と門主のみが責任をとられる事柄のみを出しました。この「安心」に関する問題ハ教團の分裂を來たす虞があり、この事柄のみハ絶対に他の機関に譲るべきものでなく、又門主としての御つとめとも思つて此の事を明記したのであります。次に第九條ハ門主に思ひをかけるという心持から規定したもので、一見門主の權限を制限して申訳ない事ですが、何かの事件が起こつた時、此の條文は正に防衛の條文となるものであります。第十條から第十二條迄は門主のなされる事柄を、第十三條ハ門主代務を置くことを規定してあります。

朝 倉

第七條の「宗祖の系統のものが」という所は審議會その他の會議にハ未だ出してゐない所ですが、昨日の勸學寮の御意見もあり、又門末も安心する事と思つて此の様に訂正した譯です。

議 長

執行長、これは宗會で通過の見込みがあるのか。

梅 上

充分あると思ひます。

大変結構な事と思ふが、第九條の拒否、干渉のことは、是非入れねばならないのですか。今迄、御法主が執行長の上げる書類をお拒みになつたり御干渉になつたりした事はなかつたのであるから事實を無視したことにならぬですか。前に責任の所在は明らかにしてあるから不要と思ふ

が。無答責、安全感を出すためのものが却って逆効果になりはしないかと思ひますが。

花 田

責任を責ふとは法的にどういふ事か。宗會が責任を負ふと云へば解散といった事、又總長が責任を負ふとは辞職するやうな事にも考えられるが。又審判院長が責任を負ふといふ様なことハ、裁判所的責任を負ふと云ふ様なことも考えられるし、又財産的に保証する責任と云ふこともあるし、どういふ事になるのか。

花田部長

従前は一切の法的責任が法主にあったが、此の宗法に於ては、三權を分立して相互の協約を規定して各々の機關が其の規定に基いて法的一切の責任を負ふ事になるのであります。法主が自分でなさった事に對してハ、あく迄法的にも一切の責任を持たねばならぬが、此所に拒否干渉のないことを規定して居れば、そうした責任ハないと主張し得る譯でありまして、帝國憲法でも内閣の助言と同意とで天皇を無答責としてお守りするその氣持と異らないので、一見かうした辭句は面白くない様でハあるが、之によつて本當にお守り申し上げることになると思ふのであります。

花 田

政府が宗教を監督する規定があるか。

花田部長

宗教それ自体を取締まるものハないが、信教は自由だからといって素りに他人の家に這入つて布教する如き活動面でハ取締る事があると思ひます（アメリカの事例をあげて説明する）。

議 長

第七條には「宗規で定める門主相承規範」とし第十三條でハ單に「門主相承規範」としてあるが、その使ひ分けは。

花田部長

第七條にハ始めて出たのでその様にしました。

議 長 勸学寮等に関してハそうなつてゐないが。

花田部長 門主相承規範は既に決つた名称であり、他のものはまだ名称はどういふものになるか分らないといふ様な意味であります。

議 長 第九條の「特に」といふ意味は何か。

花田部長 宗法中第十一條や第七十一條等の如く門主への申達を定めてある條があるので、それ等を指して「特に」といふのであります。

(宗規について) 議 長 宗規といふものの性格は。

花田部長 宗法は大体憲法に類し宗則は法律にあたるものであつて、宗規はそれ等の中間的なもので、宗法を提案する際ぜひ一緒に規定しておかねばならないし、又宗法を施行するにハ最初からなければならぬもので、最初は宗法と同じに活動するが、或年数が立てバ宗則となるものがあります。その中で、門主相承規範ハ宗体を守るために第九十五條に規定してある様に簡単にハ動かされない様になつて居ります。

渡 邊 宗法の法といふ事は、教法、佛法といふ意味に考へられるが。

花田部長 以前の寺法の法をとつたのです。

第四章 寺院 議 長 如何です。第三章に御意見なければ第四章寺院に参ります。

花田部長 本章に於てハ寺院に関する一般的根本的規則をきめました。第十四條は本派寺院の義務と資格を規定した定義であり、現在、教會、説教所等といふのを、その區別を廢し佛教本来の名称に還元して一様に寺院といふことにしました。第二號は初め必要によつて、公益事業を行

ふ規定にしてあったが、公衆の利益となる様なこと柄を行ふのハ寺院の本質の一つであると考へて「必要によつてハ」を削除しました。

第十五條でハ別院、教堂（假称）の如き御住職寺院を除いて寺格等の段階をつける制度を設けないことにしたが、「等」とハ具体的にハ寺格の規範に入らず、しかも寺格とも見られるべき永代堂班の如きものを指し、又その他それに類する制度を設けてハならない事を規定したのであつて、大小の別こそあるが寺院としてハ、同じ機能であり、同じ使命を有するものであると考へるからであり、第十六條は宗教法人令でハ主管者となるものであります。次に第十七條でハ住職の職責を、第十八條でハ門徒總代の職責を規定し、第十九條は寺院に関するその他の重要な規定ハ宗則で定めることを規定したものであります。

花 田 檀徒と信徒の別はないか。

花田部長 そうです。門徒の中に摂めました。

花 田 無檀寺院は寺院でなくなるが、現在の信徒でもよいのですか。

花田部長 良いと思ひます。

朝 倉 その件についてハ信徒を生かして行き度いと思つてゐます。

花 田 以前ハ宗團法でも門徒は寺院成立の條件でハなかつたが、それを入れる必要があるでせうか。

花田部長 他宗の寺院ハ修行の道場であるが、本派の寺院ハ開法の道場であり、門徒がつくつた寺といふ意味で門徒のない寺は考へない方がよいです。

渡 邊 堂班が廢止されるとすれば、義務金は相當減ると思ふが。

朝 倉 個人のものハ残るから全く収入がなくなる訳ではないが、多少は減るでしょう。

議 長 第十四条の寺院にハ本山がは入りますか。

花田部長 第十五條から見て、は入ると思います。

議 長 門主が住職であり、その住職が寺院を管理するとすると、無答責とどう関係しますか。

花田部長 門主と住職とは法的に立場が違ひます。

原 田 堂班が個人にある様に説明されたが。

花田部長 永代堂班の廢止は規定するが、個人の身分についての榮譽、褒賞を廢止するものではありません。榮譽や褒賞が寺院に與へられても、その事によって個人が特別の身分を受けないようになるのであります。

花 田 公益事業を必須條件と見ることは困難でハないですか。

花田部長 最初は「必要により」の字を入れた居ったが、御覽の通り訂正しました。

花 田 「公衆の利益」とは解釋のしうで廣意にも狹意にもなる。

花田部長 宗教團體法や宗教法人に記載されてある様に公益事業とすれば或る事柄を行はなければならぬ事になるが、公衆の利益としておけば、漠然として居るので、そこに必然性もあつてもよいと考へて此の様に成文した次第です。

下 教儀^{マツ}の宣布、儀式の執行といったものにハ直接關係ハないが、世の中の人の為になる事といふような廣い意味のことと解釋したらどうでせう。こゝに事柄といったものもそうした事が考慮されてゐると見てよいでせう。又「必要により」とすれば却つて、真宗の寺院ハ普通

議長

そんな事ハやらないのかと思はれるし、やるのが原則だとしておいては如何です。
こゝで十五分間休憩致します。（午後三時休憩）

三時十五分再会

議長

それでハ第五章に移つて説明され度い。

第五章

花田部長

第二十、第二十一條は僧侶に就て規定し第二十二、二十三條は新しく坊守の規定を設けたもの、

僧侶、坊守及門徒

二十二條の元案では、歸敬式、得度式等の條件で、坊守になるといふ事にしてゐましたが、住職の妻であるといふ事が坊守であるといふ事實であつて此の條件は坊守の本質と違ふといふことから甲論乙駁あつて結局削ることになりました。然し起案者側でハ坊守はせめて歸敬式くらいは受けて欲しいといふ氣持から入れたもので、その氣持にハ何等反對はなく、今後はなるべく歸敬式を受けるやうにされ度いといふ事で意見は一致してゐます。

次に第二十四條ハ門徒を定義し、第二十五條でハ入門式を受ける事により宗徒になるといふ新しい規定を設けました。之は従来ハ檀家といふ家の宗教の形であつたものを、その個人々々について門徒意識を強める意圖からであり、次に第二十六條はその他の重要な規定は宗則で定める事を規定したものであります。

渡邊

宗徒は因徒を思ひ出すが、外によい名前はありませんか。

花田部長

名前についてはいろいろ探したのですが、之以上出ませんでした。

議長

第二十二條と第二十三條は別條にする程の必要があるかね。

花田部長

御尤もで早く御注意をいたゞいて居ればよかつたのですが。

議 長 そうだね。百条以内位ですませ度的といふ氣持で練りに練ったのだが。

花田顧問、門徒のところで御意見はありませんか。

花 田 門徒に一宗護持の意を強く出したいと八思ひますが、現在でハお寺でお経を上げて貰ふ程度にしか考へてゐないので、今の所、門徒への義務的表現が強すぎる様にも思ひます。

狹 下 今迄の門徒ハ今後は全部宗徒になって貰ふという心持ちで門徒意識は宗徒の所で強く出してあるやうです。

渡 邊 入門式とは。

花田部長 住職の行ふもので、宗門に歸向し、宗徒となる事を佛前で誓ふ式であり、宗徒となることによつて種々の權利義務を生ずる様になつて居ります。

議 長 宗徒は本山に届出るのか。

花田部長 各寺院の宗徒名簿に登録し、選舉人名譽（きやう）に関係するので、その寫しは組長事務所に置く考へであります。

議 長 これが末寺々院への課税の基準となる様なことになる、内輪に届出たり、又、届出たがらないことになるのでハないかね。宗徒となつた者に對する扱ひも考えねばならぬでせう。

朝 倉 其等の件は充分考慮して行き度いと思つて居りまして、扱ひについても門徒式章の如きものを与へるとか、本山参拝の時にハ特別に扱ふやうに考へて、選舉權もあることだから宗徒數を隠すことがない様にしたと思ひます。猶、入門式は、所属寺の住職でハ却つて具合がわるければ、隣寺の住職なり組長なり又ハ教務所長に頼んで行つてもよいし、合同で教務所長が

やるのが一番よい様な気がするが、やり方も相當賑やかに派手にやり度いものです。

原 田 門徒會と宗徒との關係は。

花田部長 門徒會ハ宗徒で組織するのだが、門徒の代表として出るのだから門徒會でよいと思ひます。

渡 邊 一般でハ今迄門徒だったのに、今更もう一度門徒になるのか。むつかしくなったのかと言ふものが出てくるでせう。

梶 下 今の檀徒が宗徒にあたり、信徒が門徒にあたる事になるでせう。

議 長 皆、宗徒になつてくれるだらうか。

朝 倉 相當の年月を要すると思ひます。

第六章 事業 議 長 第六章、事業に移ります。

花田部長 事業といふ題名は不満ではありますが、他に適當な言葉を考へつかなかつたのでかうしました。

梶 下 第十一條でハ「法要及び儀式」としてあり、第十四條でハ「法要その他の儀式」とあり、又

第三十條でハ「布教、儀式、法要」となつてゐるが、この書き方は統一してハどうですか。

花田部長 第三十條ハ、法要、儀式の順に、又第十四條の二項は「法要及び儀式を行ふ」と訂正致します。

梶 下 法要と儀式とは異なると云ふ立場から、法要、儀式の順に並べてをくのもよいでせう。法要と儀式の區別は法務を主とするものを法要とし、法要を主としないものを儀式としておいてよいでせう。

第七章 宗務 議 長 では次の第七章に参ります。

第一節 總則 花田部長 （總則でハ宗務に関する總括的な規則を出してあるとて以下逐條簡單に説明す）。

議 長 「宗意安心に関する事柄を除き」とあるのハ、逆に宗意安心も宗務であると云ふ意味です

か。

花田部長 そうであります。

議 長 勸学寮員は宗務員か。

花田部長 宗務員です。

議 長 門主は。

花田部長 やはり宗務員と見るべきと思ひます。

議 長 それでは門主もやはり宗務員であるから宗法等を遵守しなければならないと云ふ事になるね。

朝 倉 審議會でハ門主に選舉權があるかどうかといふ事が問題になりました。

議 長 門主もやはり公務員であり、選舉權はあるが、それは行使すべきでハないと思ふね。

それでハ續いて第二節の説明を。

第二節 宗政總局

花田部長 本節は宗政總局の規定で、第三十四條は宗政を行ふ權限の所在を、第三十五條は總局の組織、

第三十六條は宗會との關係、第三十七條は總長の職責、第三十八條は總長の選任、第三十九條は總長の任期、第四十條は不信任の場合、第四十一條は執行の任免、第四十二條は執行の退職、第四十三條は後任總長が出来るまでの職務遂行、第四十四條は總長就任の特別の場合を規定したもので、第四十一條の執行は初めの案でハ參務となつてゐたものを審議會で現在の通、執行にする事に改訂され、又今度は執行は總長の意志によつて任免される事にしました。

議 長 一寸そこで三十四條から四十三條まで一應區切つて。三十七條に宗會に對して責任を負ふと

なっているが、司法機関に對してハ負はないのかね。

花田部長

審判院は宗則その他の規則が矛盾してハゐらないか、或は宗政處分が宗制等に適合するか否かの判定をする丈であるから審判院に責任を負ふと云ふ事は云はれないが、その場合は法そのものに對して責任をとる事になります。

議 長

審判院が總局の出した規定が宗法に照らして不當なりと判定したときは、總長は宗會に責任をとるといふ事になるのですか。

狛 下

總局から出した規定が宗法に照らして不當であると審決されるれば、その規定を廢止すればよい。そして宗會に責任を負へばよいではないですか。

花田部長

審判院は不法なりと審決するだけで、そのことによって宗會に於てとり上げた場合、宗會に責任をとればよい譯です。

議 長

例へば決算の如き場合、審判院が不當支出なりと判定した時、宗會が之をとがむれば宗會に責任をとるのですか。

花 田

それは責任のとり方が違ふので、法に對して責任をとるといふ事になると思ひます。即ちこの場合は、明らかに法を犯してゐるから法によつて處罰さるべきで、そのことによって自然、宗會にも亦責任をとらねばならぬ事にもなるでせう。

花田部長

今迄は、司法、行政、立法の三權はいづれも法主にあつたのだから、その局にあるものの責任をいふ場合は、補佐の仕方が悪いといふ意味であつたが、今後は當局者の所為が、法そのものに從つてゐるか否かによつて責任を問はれる事となるわけです。

議 長 第三十六条に「宗政事務」とあるが「事務」は不要でハないか。

花田部長 不要であります。「事務」をお消してください。

猊 下 「責任を負ふ」といふ意味を説明され度い。

花田部長 宗政總局が法主のなされた事について責任をとると云ふ事は例えて云へば、子供のした事について後見人が責任をもつと同じ考へであり、又宗會に對して責任をとるのは、建前として立法機關が最高の權威で行政は立法の下に於てのみ行はれるものであり、全ての行政は法律（かくあるべし）を具現するもので、即ち「かくあらしめる」ものであつて、それが宗政總局の權限であるから、従つてもし、「かくあらしめる」ことが出来なかつた場合は、出来なかつたといふ責任が宗會に對して生ずるわけであります。

猊 下 かう考へたらどうです。總局が失態した時、それが門主に申達して失態したものであつても、その責任は總局にあり、それを謝まる相手は宗會である。即ち責任のかぶり方が第九條でその方法が第三十七條であるといふ風に考へては。

花田部長 御説の通りです。

猊 下 之は言葉の使ひ方のことですが、責任を負ふといふよりも、責任をとると言つた方がよいのでハないのですか。負ふといへば、何だか人の代りに自分が代つて負ふという氣持が強い様に思ふ。此所での負ふは自分に責任があるといふ意味だから、責任をとると云つた方がよいと思ひますが。

花田部長 第九條の方は、その責任をもつという事で法主に代つてという意見ではありません。又此所

の所も自分の責任を宗會に對して持つことであります。

下 其の意味をはつきりしておく必要がありますね。

議長 では四十四条以下の説明を。

花田部長 四十四條は總長が退職又は欠けた場合に於て執行の中の一人が總長となる規定で、初めの二

年六ヶ月ハ總長就任後順調に行つた場合、後の二年六ヶ月は宗會解散後更に信任を得た場合のこととあります。次の四十五條でハ宗政總局の取扱ふ事柄を規定し、その中で第八號の教士といふのハ、審議會でも一應問題となつた所ですが、俗人に布教活動を與へる意圖での稱号であり、之は専門學校卒業以上の相當教養のある者にしか与へないつもりであります。次に第四十六條は出張所の規定であります。

梅 上 第四十六條の「宗政院の出張所」とあるのは、「宗政院の」ハ除いてもよくはありませんか。

花田部長 除いても良いと思ひます。

議長 出張所に権限を委ねるとすれば相當廣範圍なものを与へると思ふが、それは宗會にはからず

にどし／＼やれるのか。

花田部長 第四十六條第三項の規定があるので、委任する權限については當然宗會で決めます。

渡 邊 第四十四條の宗會の同意を得て豫めこれを決めてをくといふのは、總長が選舉され、そして執行が任命された時の宗會ですか。

花田部長 その宗會でもよし、兎に角以前の宗會で決めてをかねばならないと云ふ事です。

議長 二年七ヶ月で總長が缺け、丁度その時、臨時宗會が開會中でも此の規定でゆくのですか。

花田部長　そうです。

現　下　十一頁一行目の執行の中の一人が總長となるとあるのは、之は門主が任命するのですか。

花田部長　そうなります。

現　下　退職にもいろ／＼の場合があるが、不信任が二年六ヶ月後になされて退職する時、その不信任の總局の執行が總長になるという事に矛盾はないかね。

花田部長　唯今の御質問については暫く考へさせて頂きます。

不信任を出された總局の一員たる執行が總長になることは、確かにをかしいと思ひます。

現　下　事実上不信任が出そうだといふので總長が辞表を出して執行を總長にすることも出来る。この場合は又不信任を出せばよい譯だが、それも大変だし此所に但書で「但、不信任によつて退職した場合はこの限りでない」といった事を附加しておいては如何ですか。

議　長　二年六ヶ月経つて局内不統一で總辞職しようとした時、執行が組んで反對に總長を追ひ出すことも出来るだろう。

花田部長　そんな場合、總長には執行の任免権があるのだから、そんな執行は解職すればよいのですが。
議　長　總長が氣が弱く解職することの出来ない場合もあるし、又自分が辞める代りに自分の黨から一人執行に入れよと云ふ様な事にもなるかも知れぬ。

花田部長　そんな事もあり得ると思ひますが、それは政黨政治のよい点でもあり、又悪い点でもあるので仕方がないかと思ひます。

議　長　それは仕方がないとしても政黨争いになつて来ると醜いからね。

花田部長

選挙でもその事がありますから此所でそんな事まで考へておつてハ限りがないと思ひますが……其所で現下の御意見もございましたので、十一頁の三行目の次に但書を加へて「但し総長が第四十条によつて退職した場合を除く」と入れてはいかゞでせう。

議 長

それでよいでせう。政党内局はどうしても、異分子の総局が出来ることになると思ふから、不信任の時は矢張り一連托生にしておいたがよいだらう。

では次に移つて第三節、地方組織の説明を。

第三節 地方組織

花田部長

第四十七条で教区、教区の長及び教区會を置くことを規定したが、教区の長といふのは、固有名詞でハなく、教区の長官といふことで、名称は規定の所で決める考へであります。又従来は教区、開教区の区別がありましたが、内地外地の区別をつけずに、一律に教区とした点が變つて居ります。又審議會で曹洞宗等でハ本派の組長にあたる者を教区長と呼称して居るので、名称をかへて貫ひ度いという議もありましたが、之は前にも申しました様に、教区の長の呼称については別に規定の所で考へる豫定であります。又教区の長と教区會との關係ハ總局と宗會との關係と同様にしたいと思つてゐます。

議 長

地方自治のやかましい時節柄、總局はある程度の權限を教区長にも委譲した方がよいのではないかね。

花田部長

自治的な地方自体の活動は法規の範圍内で相当に行はれ得ると思ひます。

議 長

出張所長への權限委譲の事柄については具体的案があるのですか。

花田部長

今の所具体的な事は扱つてゐませんが、将来はその必要が起つて来ると思ひます。然し教区

長にはその必要はない様に思われます。又教区長と出張所長とは別に直接の関係はなく、出張所長への権限委譲を以て教区長を同様に考へる必要もないと思つてゐます。

議 長

教区長は選挙にするのですか。

花田部長

そうするつもりです。

議 長

審議会では其の辺余り議論は出ませんでしたか。

花田部長

出ませんでした。

渡 邊

組を除いた理由は。

花田部長

地方組織として教区迄を規定し組のこゝを入れなかつた事についてハ審議会でも議論がありました。組は教区の都合で自由に改廢、合併等が出来るので、それは教区會で決めたいと思つてゐます。その外、外國の教区だと内地と同様に組を分け得るかどうかも問題であるし、内地の教区に組を、外地の教区はその限りにあらずとしたらよいと云ふ論もありましたが、この様なことは別に定めたがよいと考へたので教区の規定にゆづつた次第です。

渡 邊

組は實際上宗團組織の根底をなしてゐるものですが、此の様な重要なものを宗法に規定しないのハ如何ですか。分割、合併が自由だと云ふことであれば、教区も同じだと思ひますが。

花田部長

勿論、組は重要な單位であり、決して之を輕んじたという訳でハありませんが、憲法に重要な町村の規定がないのと同じ意味であつて、そこが憲法と法律の違ひであり、宗法と宗則の違いとも云ふべきで、矢張り組のことハ法律の分野、即ち宗則で定めた方がよいと思ひます。

花 田

教区の区域は宗會で定めるのですか。

花田部長 宗會で決めますが、然し今から宗法をつくると云ふから決めると云ふことになりますが、現在の教区をそのまま見做す訳です。

議 長 では時間も遅くなりましたので、本日は之で散会して明日は午前九時半から續行致します。

（午後五時二十分）

九月二日 午前九時四十五分開議

議 長 昨日に引續き只今より再開致します。なほ、その前に皆様の御諒解を願つて置き度いことがあります。それは今般の御諮問は、宗制變更に関する件となつてゐるのでありますが、此れは廣意に解釈すれば、現行の宗制の全部であるとも見られます。ところで従前の顧問會でハ申合はせにより、顧問會に附議する事柄は宗制變更の中でも重要な事柄とか、宗會の議決は要しないが、宗務機關等の事柄は顧問會に附議するという風に附議事項の御了解を得て居つたのであります。今回の宗制宗法ハ勿論、それに該当すると思はれますが、宗規等の中にハ附議しなくてもよいと思はれるものもあり、宗則についても或ハ説明があるかも知れぬが、兎に角、その辺の事ハ當局に一任し當局の提案のものに就て丈審議する事に御了解願ひ度い。それでハ昨日に引續いて第四節宗會から参ります。

第四節 宗會 花田部長

御説明致します。第五十一条では立法權は宗會にあることを明瞭にしました。第五十二条ハ宗會の組織でこれは公選議員で構成し、特選議員を廢しました。第五十三条でハ總長の任期との關係で議員の任期四年を三年と改めました。第五十四条ハ、現在でハ宗會が議決し、そ

れを管長が認許して宗制となつたのでありますが、今後は宗則案は宗會で可決した時に宗則となるといふ規定であります。第五十五条、第五十六条ハ宗會の招集と、宗會解散後の總選舉及び、宗會招集の期日について、第五十七条ハ宗會の職務權限、第五十八条ハ常置委員會の規定であり、第五十九条ハその職務權限で、第六十条ハ常置委員會に於て處置或は議決したことにつき、宗會へ報告し、若しくはハ宗會の同意を要する旨の規定であります。

議

長

第五十四条に宗則は可決の日から三十日以内に發布の手續きをするやうになつてゐるが、若し三十日を過ぎて發布した場合、その責めを宗會に負ふのか。又その様な宗則は無効になるのか。

花田部長

最大限度三十日という意味で發布は早いほどよいわけです。

議 長

天災地變等の不可抗力で三十日を過ぎた場合も同じか。

花田部長

その場合、その宗則は無効であり、總局はその無効にしたという責任をとらねばなりません。

梅 上

今度の宗法でハ従前の特選議員を廢して居るが、その理由は。

花田部長

議員といふ立場でハ特選も公選も同じであります。しかしその選ばれる方法が異つてゐるから、その点でハ特選と公選とは異つたものであると思はれます。これが上院、下院のやうに二院制であれば、一應存続の価値もあると思はれますが、現在のやうでハ二院制にする丈の人数も得られず又、外のやうに職能別から選ぶといつても、同じ僧侶の中でハ僅かに多少の相違があるで別にこれといった違ひがある訳ではなく、その程度のことハ公選の中に包含されると思はれます。たゞ學者は問題ですが、少数の學者のために特選を存続する理由

もないと考へて廃止しました。

議 長

第六十一条に宗会や議員等に関する規定ハ宗則で定めるといふ事になつて常置委員会のことにハふれて居ないが、委員会の人数等のことハ別に宗則で定めるのか。

花田部長

常置委員のことを別の規定できめると、宗會とは別の機関のやうになるので、宗会と同じものであるといふ考へから、宗會規程の中に入れるつもりであります。

龍 島

昔も常在會衆の制度があつて飛雲閣の入り口の家に泊り込んで居たが、これは色々に弊害があつて廢止されたが。

花田部長

昔の常在會衆の弊害ハ承知して居りますが、今回、常置委員を設けた理由としては、從來緊急を要する様な場合は政府に於ける緊急勅令にも相當すべき教示を以て宗法に代るべきものを出すことが出来たのですが、今後は一切さういったものをなくしました。それで緊急の場合、その都度臨宗を招集しなければならぬ訳だが、それ程までのこともないといった事もあり、と云うて宗会以外の機関で緊急勅令式のものを出す訳にも行かないので、常置委員の制度を考へ、又理論上は宗會は何時も常置されてゐなければならぬと思はれますし、更に又従来は、ある金額を定めて、その範囲内での責任支出といふ事ができたのですが、今度はこれも廢止しましたので、その関係でも宗會は常置されねばならぬことになります。しかし宗會が常置され議員が全員居なければならぬということも、実情や経費の点からも出来ないことでもありますから、議員の中の何人かを常置委員として或程度の権限を与えることにしました。

議 長 顧問所もなくなつて緊急の事件を決める機関がなくなったのだし、昔の常在は弊害のあつた

ことハ自分も知つて居るが、議會の無會期の意味で止むを得ないだらう。で、矢張り、委員は何時も京都に居るのか。

猊 下 常置といふ事は常在という意味でハないのでせう。

花田部長 はい。委員会が何時でも開けるといふことで、常在とハ違ひますので、平常は自坊に居つてよい訳で、必要のあるときは、その都度招集するつもりです。

議 長 外に御異議がありませんでせうか。

猊 下 一寸、執行長、宗会の任期三年といふ事で審議會でハ何か意見は出ませんでしたか。國會は四年となつて居るのにといふ意味からでも、又總長の任期が三年といふ点からでも何か……。

朝 倉 四年説もありましたが、總長と宗会と任期を同じくした方がよいし、又同じくするとすれば四年ハ長過ぎると思ひますので、それで別に審議會でも反對ハありませんでした。

議 長 四年でハ總長は体力的にも無理だらう。それは三年でよい。

朝 倉 宗會は四年とし、總長は二年としたら良いといふ説も出ました。

龍 島 宗會議長も二年だし、内局も二年にして宗會は四年にしては如何ですか。三年に決めた理由は何ですか。

朝 倉 今迄内局の寿命ハ大体二年位でしたが、二年と決めて了ふのは短いやうに思ひますので。

花田部長 是非四年でなければならぬといふ根據もないし、又三年でなければならぬといふ根據もない訳で、たゞ三年としたのは行政上の關係で、總長は選出された宗会と任期ハ一つでなければ

議長

バならないとすると、四年でハ長過ぎるので、三年とした訳で、議員に當選した者にハ一年短くなった訳ですが、次期を待つ者には一年早くなって喜ぶと思ひます。

花田部長、宗會でそんなことを云つたらやかましいですよ（笑声）。兎に角三年といふことにして御異議なければ第五節審判院に移ります。

第五節 審判院
花田部長

會計検査部の置き場所にハ問題があつて、獨立機關とする程でもなし、又宗會に附置してハといふ意見もありましたが、結局此處に入れて而も司法とは區別しました。審判院として従前と異つた点ハ審判院を特別部と普通部に分けたことで、特別部にハ質的にハ重要な事柄を取扱ふが、多くは訴追によつて法律の審決に當たり、普通部ハ民事と刑事との裁判を行ふ様にした。第六十六条で終審の場合に、特別審事を加へるとしたのハ、従来二審制をとる以上、特別部が常に再審に當たるとするのも変だし、又従来は二審とも同級の人の裁判を受けて居ましたが、それも面白くないので、今度は内容の点で上級の人を交へ所謂特別審事を加へて再審に當たるやうにしました。第六十九条は特別審事、審事、監事の兼職を認めない規程であり、第七十條、第七十一条は之等の任免、第七十二条ハ身分保證であります。この規程で審判院は身分保證を受ける為、どんな事をするかも知れないと云ふので弾劾權なり、審査權なりを、どこかに設ける必要ハないかという議論がありました。それを宗會におけば、逆に審判院が宗會に左右される恐れがあり、又宗政總局におくとしても同じであります。大体審判院それ自体が政府のと形は似てハゐますが、實際は内容は相當異つてゐるので、それまでもよいと考へて、その事には觸れないことにしました。

議 長 日本でハ検事は檢察廳に、判事は裁判所に属して居る。本派の制度は監事も審事も一緒にな

つてゐて國家のそれとは異つてゐるが、アメリカの制度はどうなつてゐるのか。

花田部長

その点どうなつてゐるか、余り研究してゐませんが、檢察廳の方ハその權限についてハ司法大臣も干渉出来ませんが、やはり人事行政は司法大臣の監督下にある事と思ひます。今度の規定で監事を審判院に入れたのハ、檢察される人は行政面に多いので、行政面に監事を置くことハ不適當と考へたからでありまして、然し、監事を審判院に入れますと、審判院でハ判事が検事を指揮するといった事になる虞がありますから、その点ハ、審判院に於て別に監事長等の規定を設けて、それが検査にハ一切の權限をもつ事にし、その運営を審判院長が円滑にする様にしたと思つて居ります。

議 長

従来本派でハ、監事の求刑通り判決されて来たが、今後やはりそうなのでハないか。大體監事は月給を貰つて居り、審事は臨時に招集するので正しい判決が出来にくいと思ふが。

朝 倉

その虞がありますが、今後は只今の部長の説明にありました様な内部組織でしたら良いかと思ひますが。

議 長

行政と分離したので、行政面の支配を受けなくなった事は良いが、判事が無力化するのでないだらうか。

税 下

國家のとハ違つて範圍が狭いのと、始めから監事の論告が同情的な立場で國家のように峻厳な論告でないの、そうなるのでハないでせうか。審事が監事に引きづられて同じ判決をする譯でもないと思ひますが。

原 田 従前では審事はその時丈、一寸来る丈なので、調査等どうしても不十分となり、従って監

事に引きづられると云ったきらひがあったかも知れませんか。

議 長 今度の特別審事や審事には俸給を出すのか。

朝 倉 問題ですが、とても出せないと思ひます。

議 長 そうすると監事が強くなるだらう。今迄も本派の審事は判事ではなく民間から選ばれた陪審

院員のやうな気がする。

狛 下 本派の懲戒にハ罷教師等の如く年限のないものが多いので、自然其所に手加減が出来にくい

のではありませんか。

議 長 罷教師にも年限をつけたらどうだらう。これは余談だが。

花田部長 従前でハ判決の事由をあげて、これくをすればこの罪になるという風になつて居り、こ

れくのことを犯せば、これからこれまでの罪になるといふ書き方になつて居ないので、

自然、幅のないものになつて居るから、求刑と判決が一緒のものになるのでハないでせうか。

今度はそういふ点ハ幅のあるものに改め度いと思つて居ります。

議 長 第六十六条の第二号と第三号とハ第二号の係争があるから第三号の調停が出て来るので、係

争と調停は連関したもので、不即不離のものと思ふが。

花田部長 必ずしも一緒でなくて、場合によつてハ係争を目的とした訴訟もあるし、又調停を目的とし

た訴訟もあります。それがその時の関係で係争から調停の結果になる事もありますが、審判

院で調停するのハ審判院の意志によるものであります。

議 長 従来、良く門徒からこの住職はやめさせてくれといふ申請があり、庶務で扱つてゐるが、あ

れは係争か。

花田部長 あれは係争で調停でありません。

議 長 そうすれバ、今後は、そうした書類は庶務部でハ扱はれずに審判院にまわすのか。

花田部長 事実問題としてハ教務所長なり、本山なり行政機関で調停して、それでも治まらない場合、書類を審判院にまわすので、今迄の様に庶務が原告となつて調停委員會にまわすという事はなくなります。

議 長 審判院は調停をするとそれを宗政廳に連絡するのか。

花田部長 審判院でする判決は、免住職がどうかといふ事しかないので、調停によつて住職を罷めるといふ様な場合は當人等の意志等によつて約定書を作らせ、行政問題として扱ふ様に宗政廳に手続きを取るわけです。而して後、尚、反則があれば、再び審判院に廻はす事になります。

議 長 第六十五条第一号は提訴によるのか。

花田部長 提訴と特別部自体の發動とによる場合があります。

議 長 そうすると宗會と同じ事をする事になる様に思われるが、宗政上の處分について特別部が口を入れるといふ事になると宗會の權限を犯す事にならないかね。

花田部長 特別部が先に口を入れるのハ悪いので、それは何か決めておかねばならないでせうが……。

祝 下 三權分立となれば、宗會はあるべき形を立法し、その運営を監視し、宗政總局はその立法によつてあるべき形の實現に努め、審判院はそれ等の立法なり、行政処分が正當か否かを決め

る丈でハないでせうか。今迄の宗會の頭で考えると越權の様に考へられるでせうが、審判院は、總局は宗則違反だと云ふ判決をする丈で、その責は宗會が問ふべきかと思ひます。

花田部長

法の最後の審判をするのが審判院で、立法機關が法にそむくとするのは主觀であつて判決とはなりません。ですから審判院が違法なりと審判すれば、それによつて宗會は不信任案を提出出来るわけです。今迄は事柄についての裁判は出来ましたが、法そのもの、適否を審判する機關はありませんでした。

花田

宗會が立法しても、それが宗法と違反すれば、やはり審判院の問題となるのか。

花田部長

そうです。

花田

それで違反なりと云ふ審決があつた時にハ宗會はどうするのか。

花田

非常に道徳的に考へれば、辭職といふことになるが、アメリカでは取消だけでよい様です。

花田

その取消は何時するのでせうか。

議長

次の宗會なり常置委員會なりで取消が出来ます。

花田

宗法の方をかへる事もできます。

議長

憲法違反があつても個人が訴へない時ハ違反とならないと木村法相は云つて居るが、本派のも、それでよいのか。

朝倉

それでよいと思ひます。

花田部長

法律が個人の權利義務を束縛するので、それを侵害した時に、訴へがあるので、その時に違反かどうかを決すべきだと思います。

議 長 それでハ次に移ります。

第六節財政 花田部長 第六節の財政でハ従前と異った点ハ責任支出と事後承認を認めないことと、豫算不成立の時ハ、前年度踏襲をやめて三ヶ月を限度とした臨時豫算を作ることにした点であります。

議 長 國家の本年度豫算ハ度々暫定豫算を出してやって行つて居るが、本派でハ一度で、しかも三ヶ月を超ゆることハ出來ないとする、非常に困ることが出來はしないか。

花田部長 現在の國家ハ前年度踏襲を認められてゐるのを三ヶ月毎に区切つて実行豫算を出してゐるのであります。本派に於てハ普通の場合ハ、豫算は二月乃至三月の宗会にかけののですが、この宗會が假に三月末日に宗會が解散されても宗法でハ遅くとも八十日以内に次期の臨宗が開かれる事になつて居るので三ヶ月の臨時予算終結までまだ十日間の余裕がありますから大丈夫です。

猊 下 臨時豫算編成のことハ憲法に規定してありますか。

花田部長 ありません。

議 長 寺格を認めなくなると堂班の昇進による冥加が減ると思ふのだが、それで一派の財政上危機を招くようなことハないか。

朝 倉 多少の減収は止むを得ないと思ひますが、全然廃したのでハなく、一代の個人についたものハ認めるのですから心配する程のこととは思ひます。

猊 下 寺に寺格を認めないと云つても別格別院とか別格寺という名は用ひるかも知れませんが、今は或特定の寺院に所屬すれば特別の衣が着られるといふ事をやめて個人に堂班をつける事に

第七節 門徒會

議 長

したのであつて、全く堂班を廃するのではないのですからそう心配なことはいでせう。収入のパーセンテージはどうなつてゐるか。

花田部長

豫算面でハ義務的な徴集が約二割程度で他は懇志によるものが多く、大谷の納骨冥加は非常に多いのでありまして堂班の冥加は法要懇志等の臨時募財の時に少しく影響する程度だと思つてゐます。

議 長

その時は法要を小さくするといふ程度で一派の財政にはさほど影響もないだらう。

朝 倉

ちよつとお断りやらお願ひを申し上げますが、実はこの機會に財団の會議を開くことになつて居りますので、午後二時に一寸席をはづさせて頂きたいのでありまして、尚又、顧問會の後で早速明日からの宗会の準備もしなければなりませんので、御無理な事でありますが、成べく急いで審議をお願ひしたいと思います。

議 長

でハ第七節門徒會に移つて。之はどうかね。明年度からすぐ始めるつもりか。

花田部長

門徒會は宗政機關の諮問機關として設けましたもので、明年から実施の予定であります。

朝 倉

此は最初門徒宗會として設けるか、僧侶と一緒にして一院制の中に入れたいと思ひましたが、未だ門徒は宗政上の知識も不十分と思ふので、取り敢へず此の様な諮問機關とした訳です。

龍 島

門徒會は毎年一回開催の予定か。

朝 倉

その豫定です。

龍 島

門徒會の議員の選出方法は。

朝 倉 第八十三条によつて宗則で決める豫定です。

花田部長 門徒會議員の選出方法ハ、唯今のところ具体的に申上げるまでになつて居りません。

原 田 此の組織はどこまで設けるのですか。勘定會の如きものを教区まで作るといふ事ですか。

朝 倉 組にも門徒會を設けます。勘定會は本願寺だけのものでは改組したいと思ひますが。

議 長 門徒會の議員ハ、公選で特選式に勘定を加へてハどうかね。

朝 倉 それも結構ですね。

龍 旨 勘定が偏在してゐるが、普遍させたらよいでせう。

議 長 でハ次の第八章に移ることにします。

第八章 賞罰 花田部長 賞罰のところでは八十八條に榮譽を獨立させまして、褒賞によらない榮譽を認めることに致

しました。次に第八十九条では寺院又は團體の榮譽と個人の榮譽とは一つに出来ないことを

規定し、九十条で八個人の褒賞、榮譽は一代に止めることにしました。第九十一条は懲戒条

規に抵觸した時は審判を受ける規定であります。

龍 島 榮譽とはどんなことですか。

花田部長 榮譽のない褒賞はないのであり、褒賞に榮譽の伴ふことは当然のことではありますが、單なる

榮譽は褒賞によるものでなく、例えば身分だとか連枝だとか云ふ様なものハ褒賞による榮譽

ではありません。又寺院や團體に於ける榮譽ということハ、例へば由緒ある寺院などもそう

であります。ですから功勞によるものハ褒賞とし、そうでない必然的なものは榮譽として別

にしたのであります。

議 長 第九十条は新しい規定だが、他は余り変りがない様だし、他に御意見はありますか。で八次の第九章宗門投票の説明を。

第九章 宗門投票

花田部長 宗門投票が行はれる原因として二つを挙げました。即ち宗門の組織に重大な変革が行はれる時と、宗門の安危に関する重大な事柄が起った時とでありまして、投票に関する手続等は宗規で規定致して居ります。

議 長 投票権は坊守にも及ぶか。

花田部長 その点に関してはまだ決定してをりません。宗會議員選挙権を坊守にも与へる方針で来ましたが審議会でも相当の異論があり、それと関連して決定して居らないわけで、宗會議員選挙人名簿とありますから、此の名簿に坊守を入れる事になれば自然この投票権も、坊守にもあるわけです。

議 長 之は創期的のことだが、國家でハはどうかね。

花田部長 選挙人名簿によることになって居ります。

議 長 この制度もいろいろ可否の論もあることと思ふし、又完全なものも出来ないと思ふが、宗門全員の意志を表はす方法があつて然るべきだと思ふね。

原 田 門末といふことになると、門徒も含むのですか。

花田部長 含みます。僧侶は宗會議員選挙人名簿登録者を、門徒は門徒會議員選挙人名簿登録者を投票有権者とします。

龍 島 此の様な制度はあつた方がよいと思ひます。

原 田 従前、法の權威が門徒には余り及ばなかったが、その点どんなのですか。中々繁雜で餘程の制限が要る様に思はれますが。

龍 島 次第に及んでゆく様にするつもりだらう。

朝 倉 大体この宗門投票は非常の時の準備で減多には行はれない様になって居るのです。

花 田 門徒に權利を与へることはよいが、門徒には去就勝手の者が多いから、其の辺から暴論が多い。又權利があつて責任義務がない様な事になるから、余程その点考慮願ひたい。

朝 倉 その点、今後各寺の住職が十分門徒教化の任を盡くし、門徒に宗門護持の念を持たせる様に教へてゆかねばならないと思つて居ります。

花田部長 宗徒でなければ門徒議員選舉人名簿には載りませんから、宗徒でなければ宗門投票は出来ないであります。所で僧侶にハ懲罰があるが、門徒にハそれがないと云はれますが、門徒にも懲罰を加えます。積極的に云へば離團して貰ふとか、宗徒としての權利を停止するといふ様な事になります。そういう事を約束の上で結合した団体ですから。然し又、門徒に懲罰を与へても効果がないと云はれるのですが、それは受ける者の名譽心の如何によるものと思ひます。

祝 下 宗徒を作るといふ事は教團を真に思うて呉れる門徒を作るといふ事が目的で、従つて宗徒までが真実の宗團であるといふ事になる訳です。即ち宗徒は門徒の精鋭であつて、一般の門徒と簡別する点で現在でハ少し無理もあると思ひますが、その辺は止むを得ないでせう。現在一千万門徒と云ひますが、本當に愛山護法の外護者は何割ありませうか。恐らく少ない

第十章補則 議

長

ことでせうが、そういう意味で今後は眞の教團中核体としての宗徒を作つて行き度いものと思ひます。然しその運用には余程の注意を要することも御同感であります。

花田部長

御説明致します。第九十四条は宗則変更の手續きでこの中で「宗制の一部又は全部の改正は、勸学寮の同意を得なければならない」といふ事は、宗會の立法權を侵害するものであるといふ議論が審議會で出たのでありますが、然し宗制は主として宗意安心について記述したもので、此の宗意安心に関するものハ門主の權限であり、又、教義の更改ハ宗團の分裂といふ重大なことにありますから、此の規定はどうしても必要であると考へるのであります。次に第九十五条ハ宗法、宗規の改正手續きの規定であります。宗規は一定期間は宗法の一部とも見られるべきものですから宗法と同じ取扱ひをしますが、十年後にハ考慮することにししました。第九十六条でハ宗制、宗法及び門主相承規範の改正の發布の手續であります。

花田

第九十六条の公示後發布までの期間はどんな場合でも三ヶ月おくのですか。

花田部長

そうです。

龍島

宗會の議決と勸学寮の意見とが相反した時ハどうなりますか。

花田部長

改正出来ないことになります。

議長

宗制、宗法、宗規、宗則の名称は繁雜で寧ろ改悪だよ（笑声）。では附則にまゐりませう。

花田部長

之は経過規定でありますが、第九十七条は施行の準備を命じて居るものであります。来年の四月一日から施行するから、それまでに手續をせよといふ規定です。第九十八条以下は従前

附則

の経過規定であります。第百条は宗法施行の時に行はれてゐる規則で、しかも宗法發布後につくられた規則は此の宗法によつて作られたものと看做すといふ規定と、宗法發布以前に作られ而も宗法や宗法に基づいて作られた規則に抵触しないものは、宗法施行日から一年間有効であるといふ規定であります。第百一条は、主として懲戒や宗費未納の取扱等の宗務を指して居ります。

議 長

第九十八条にある身分資格等とハ具体的には何を云ふのか。

花田部長

連枝とか特授等の所謂身分資格等一切を含めたものです。それから、つけ加へますが、第九条第二項ハ審議会で全廃せよといふ意見と次代を除けといふ二つの意見がありました。

議

長

第九十七条でハ宗規が新たに作られるやうにもなつてゐますので、或いは御訂正願うかも知れませんが、それは相承規範の時にゆづります。

議

長

御質問がなければこれで終ります。それでハ小さな字句の訂正ハ従来もあつた事ですから、當局に一任して、本宗法は全条異議なきものと認め、原案通り御改正あつて然るべしと御答申申上げることになりますから御承知願ひます。それでは、これで休憩して午後又引きつゞき開くことにします。(時正に十二時)

(未完)